

いじめ防止基本方針

日本文理高等学校

日本文理高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

1 いじめの定義

いじめとは、「いじめ防止対策推進法第2条」に基づき、「本校生徒に対して、当該生徒以外の本校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 いじめ防止の基本理念

本校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止の対策を次の基本理念に定める。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを決して許さない」学校をつくる。
- (2) いじめを受けた生徒の立場に立ち、いじめから絶対に守る。
- (3) いじめを行った生徒に対しては、毅然とした対応を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等の対策のための組織として、校内にいじめ防止対策委員会を組織する。

いじめ防止対策委員会

委員長 校長

委員 副校長、教頭、生徒指導部長、COCOLO 支援部長、学年部長、養護教諭、
(当該学級担任、当該部活動顧問)

外部委員 必要に応じて関係機関の専門家を参集する場合がある。

4 いじめ防止対策委員会（以下、対策委員会とする）

(1) 相談体制の拡充

- ① いじめに関する事案を発見するなど情報を得た場合は、すみやかに管理職に報告する。
- ② 校長は生徒指導部長あるいは担任による注意・指導で解決を図ることができる事案か否かを判断し、解決困難であると判断した場合、即時に臨時対策委員会を開催する。
- ③ 対策委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

- ④ 委員長は必要に応じ、新潟県大学・私学振興課に状況を随時伝え、連携して対応を図る。
- ⑤ いじめのレベルに応じて対応方針および対応措置を対策委員会で決定するが、警察との連携が必要な事案に関しては、委員長が新潟西警察署生活安全課への相談や報告を行う。なお、報告時には被害者及び保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。
- ⑥ 指導後、委員長は校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・関係機関との連携など）を行う。
- ⑦ COCLO 支援部で継続的に支援する。

(2) 実態把握の改善

対策委員会は、「いじめに関するアンケート調査」を適切な時期に実施する。

(3) 教職員の取組支援

① いじめ対策に関する研修

対策委員会は、いじめの防止・解決にかかわる資料を集め、活用方法を教職員に紹介するなどいじめ防止にかかわる研修を実施する。

② インターネットを通じて行われるいじめの防止

対策委員会は携帯・インターネット問題の研修会等を適宜実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。また、インターネット監視の体制を拡充する。

5 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 人権教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等の学習を深める。
- ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、COCLO 支援室を活用する。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認しないよう細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善充実を図る。
- ⑥ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦ P T A行事などを通じ、保護者への情報提供や研修を行う。
- ⑧ 関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

- ① 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、個別面談等)
- ② 生徒の行動を注視する。(職員研修会資料、学年会情報等)
- ③ 保護者と情報を共有する。
(通信物・電話等の定期連絡、保護者面談・家庭訪問等)
- ④ 地域の情報に注意する。(地域住民からの通報・情報提供等)
- ⑤ 関係機関との情報共有等をおこない、日常的に連携する。

(3) いじめの早期解消

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② いじめ問題を特定の教職員で抱え込むことのないよう学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめる生徒には、行為の善悪を理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 触法行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑦ 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

(4) いじめに対する措置

いじめ問題の加害者生徒に対し、出校停止や停学、退学等の措置を行うことができる。なお、重大事態が発生した場合は、新潟県大学・私学振興課に報告する。

また、いじめ事案にかかわる暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

附則 この方針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。